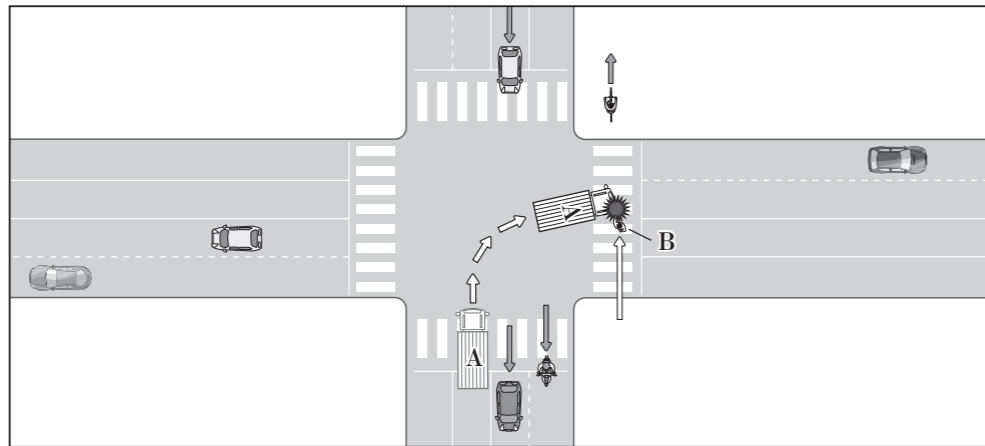


# 職場における交通安全指導

Part 118

## 交差点を右折する際、横断歩道上を横断中の歩行者と衝突



### 事故の概要

#### ●事故の当事者

当事者A：運転者(中型貨物車)30歳代、男性  
当事者B：被害者(歩行者)70歳代、女性

#### ●被害状況

A：右前部凹損  
B：重傷(頭部挫傷、全身打撲)

#### ●道路状況

片側二車線の交差点

### 事故状況

横浜市内の運送会社に勤務して5年目のAは、中型トラックの乗務経験が10年あり、過去の事故歴は、8年前に狭路ですれ違い時に乗用車と接触事故を起こした1件のみである。

この日は、建築資材を積込み静岡方面へ配送のため東名高速を利用し、予定時間通りインターチェンジを降りて県道に入り、そのまま直進していた。

当該道路は、片側二車線の県道で、昼前のためか交通量も少なく、信号は赤から青に変わった直後で、Aは右折のため第二車線を進行し、対向直

進の二輪車を1台やり過ごした。

再度右折を開始し、横断歩道上を右から左に横断してきたかなり速い自転車の通過を目で追いかけてながら、交差点を曲がり終わると思った瞬間、「ゴツン」という音と同時に「痛い」という女性の声が聞こえた。直ぐにトラックを交差点外に停止させ、急いで降車すると、横断歩道上に年配の女性Bが転倒しており、Aは、Bと衝突してしまったと理解した。

「大丈夫ですか」と声をかけながら、救急車の要請と警察へ事故の通報をした。付近にいた女性の歩行者が、交通事故があったのかと様子を見に来てくれたので、救急車が来るまでBのそばにいてくれるのを頼み、自分のトラックに戻り、自社に連絡をしながら自転車右前部を見ると、やや凹損していたのでここに衝突したと判断した。Bは、救急車で救命救急センターに搬送されたが、頭部挫傷、全身打撲の重傷であった。

### 事故の原因

事故の原因は、自転車をやり過ごしたことにより、自転車の進行方向には、「もう誰もいない」と思い込んでしまったこと。

この思い込みによって、注意して見るべき対象が自転車だけとなり、周囲の安全確認不十分、気が緩む心理的要因も生まれたと考えられます。

### 安全指導

交差点における人身交通事故は、車同士の事故に比べて、車と歩行者の事故が圧倒的に重大事故になっています。交差点の大小や信号機の有無に関わらず、どのような交差点においても、歩行者には十分注意し、保護をする気持ち(義務)で通行しましょう。

### 横断歩行者等妨害違反

#### ① 横断歩道等に接近する場合の義務

道路交通法第38条第1項では、「車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前(停止線の直前)で停止できるような速度で進行しなければならない。」と徐行することが規定され、同条第2項では、「車両等は、その進路の前方の横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」と歩行者等の保護義務が規定されています。

#### ② 横断歩行者等がいる場合の一時停止

道路交通法では、横断歩道以外の道路を横断する歩行者に対しても、同法第38条の2において、「車両等は、交差点またはその直近で横断歩道のない場所で歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。」と規定しています。この交差点直近とは、約30メートル以内という考え方をしています。

#### ③ 歩行者との側方間隔の保持

道路交通法では、その他にも同法第18条第2項において、「車両は、歩行者の側方を通過するときは、安全な(側方)間隔を保持するか、また

は徐行しなければならない。」と側方通過する際にも保護義務があります。

#### ④ 幼児や身体障害者等の通行の保護

同法第71条第2号および同条第2号の2において、「車両等の運転者は、身体障害者や幼児、通行に支障のある高齢者の歩行者が通行または歩行しているときは、一時停止または徐行をしてその通行(歩行)を妨げないようにしなければならない。」と保護義務が決められています。

以上のように、道路交通法における規定では、横断歩道や歩道未設置の道路での歩行者等の通行に対して、厳しいくらいの保護義務が課されています。

来年2020年は、国が掲げている交通事故の死亡者数を全国で2,500人以下とする目標達成のために、警察庁の方針で、死亡者数の最も多い横断歩行者の数を減らすこと、そのためには、運転者全員に横断歩行者の保護を徹底させる対策を取る必要があると考えております。つまり、取締りを強化する考えがあるようです。

また、同年は東京オリンピック・パラリンピックの年でもあります。

日本は、他の先進国に比較して、横断歩道上での交通死亡事故が極めて多いとされており、この不名誉な死亡事故を減らす対策としても歩行者保護はとても重要なことです。

信号機の設置された交差点の横断歩道は当然ですが、特に気を付けたいのが、信号機の設置されていない横断歩道では必ず一時停止するか、徐行を徹底しましょう。歩道の無い道路を通行する際には、幼児・高齢者や身体障害者等を見かけたら赤信号と思って、徐行もしくは一時停止をしましょう。また、プロドライバーとして見落としによる事故は起こさないという強い気持ちを持ち、見るべき対象を声に出して安全確認を行うコメントリー運転を実践し、交通事故防止を徹底しましょう。